

再び下された非情な判決は時代錯誤 家族を責めず社会的救済制度をこそ提起すべき

認知症列車事故 名古屋高裁判決に対する見解

2014年5月14日 公益社団法人 認知症の人と家族の会

4月24日、名古屋高裁は、昨夏の同地裁一審判決に続き、再び介護家族に責任があるとする判決を下しました。一審判決と比べて、長男が外されて妻だけの責任となり、賠償額が半分の359万円になったとしても、「徘徊を防がずJRに損害を与えたのは家族の責任」と断じた一審判決と、本質はなんら変わっていません。

家族にとっては、裁判所が認知症の人と介護の実態に目をつぶり、二度にわたって家族を責めたと感じる非情な判決です。

「家族の会」は、昨年12月に、「認知症の人の徘徊は防ぎきれない 家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき」とする見解（別紙参考）を発表し、それは遺族側の弁護士を通じて裁判所に書証提出もされていきました。また、日本神経学会、神経治療学会、認知症学会、老年医学会、老年精神医学会が連名で「地裁の判決は介護の現状にそぐわない内容」と批判する声明を出していました。さらに一審判決を報じた報道内容も、そこに出てくる識者の意見も、「家族に酷な判決」という論調がほとんどでした。

また、今年3月、厚労省は、特別養護老人ホームの入所待機者数をそれまでの40万人から52万人に修正しました。そのうえ、入所は原則要介護3以上にされようとしています。在宅介護の困難さはいっそう大きくなっているのです。

このような状況下での今回の高裁判決は一審に続く時代錯誤と言わなければなりません。高裁は、家族を責めるのではなく、一審判決を破棄し、このような場合の社会的救済制度の検討をこそ提起すべきであったのです。

認知症の人の徘徊による事故とそこから発生する第三者の損害の救済について、「家族の会」は次のように考え、社会としての取り組みが進むことをあらためて強く求めるものです。

「認知症の人の徘徊を家族が防ぎきれないのと同じように、鉄道会社も認知症の人が軌道内に立ち入ることは完全には防ぎきれない。事故は起こりうるし、誰もが、またどの鉄道会社もが当事者になる可能性がある。事故発生時の損害については、当事者どうしの責任にするのではなく、社会的に救済する制度を設けるべきである。その制度を設けるために、国が主導し早急に検討を始めるべきである。」

そのこととともに、認知症の人の徘徊事故を減らすためには、鉄道会社を含む関係者と地域における認知症への理解や見守り活動を進める取り組みが重要であり、安心して介護が出来る介護保険制度の充実と使いやすさを進めることもまた大切です。「家族の会」はそれらの課題に今後も積極的に取り組んでいきます。

追記：この見解の発表直前に、JR 東海は判決を不服として上告すると発表しました。認知症の人の徘徊による事故について社会的に対策を検討するべきときであるのに、自社の損害額のみ拘泥する態度は社会的責任を自覚していないと言わざるをえません。

以上

【別紙参考】

認知症の人の徘徊は防ぎきれない

家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき

認知症列車事故 名古屋地裁判決に対する見解

2013年12月11日 公益社団法人 認知症の人と家族の会

1 あまりに認知症と介護の実態を知らない判決に怒り

今年8月9日に出された、認知症男性の徘徊による列車事故での家族に対する損害賠償請求事件での名古屋地裁判決には、驚きとともに怒りを覚えました。

JRの駅構内で要介護4の認知症の男性(91)が列車と衝突し死亡したことにより、JR側に発生した損害額約720万円は残された遺族が支払え、というものです。その理由は、男性が家を出たのはデイサービスから帰宅した夕方であり、そのとき男性と二人暮らしだった妻がたとえ6,7分であったとしても居眠りをしている気づかなかったことが注意義務を怠ったとされたのです。また、男性の長男は、妻を両親宅の近くに転居させて介護に当たらせていたものの、自分も近くに住まなかったこと、民間の介護施設やヘルパーを依頼しなかったことなどが、徘徊を防止する措置を講じなかったとして監督義務を怠ったとされたのです。

しかし、介護保険制度を使っても認知症の人を24時間、一瞬の隙もなく見守っていることは不可能で、それでも徘徊を防げと言われれば、柱にくくりつけるか、鍵のかかる部屋に閉じ込めるしかありません。判決はそのような認知症の人の実態をまったく理解していません。

また、介護はそれぞれの条件に応じて行っているものであり、百家族あれば百通りの介護があるのです。判決は、そのような条件や努力を無視し、まるで揚げ足取りのように責めたてています。

認知症サポーターが440万人を超え、社会で認知症の人を支えようという時代に、今回の判決は、認知症への誤解を招き介護する家族の意欲を消滅させる、時代遅れで非情なものと言わざるを得ません。

2 名古屋高裁で一審判決を取り消すべき

名古屋地裁の判決が前例になるなら、在宅で介護している家族の多くは在宅介護を放棄することになりかねません。それは「できるだけ住み慣れた地域で」という今日の流れにも反することになります。現在審理中の名古屋高裁において、一審判決が取り消されることを求めます。

3 認知症ゆえの行動により被害を受けた方に対する補償

認知症であるがゆえの固有の行動から生じた被害や損害については、家族の責任にしてはいけないというのが私たちの考えですが、しかし、その被害等は何らかの方法で賠償されるべきです。例えば介護保険制度の中にそのための仕組みを設けるなど、公的な賠償制度の検討がされるように提案します。

4 鉄道会社の対応と社会的な取り組み

鉄道事業会社において認知症の理解と事故防止のための対応が進むことを望みます。また、認知症の人が社会で広く理解され、住民同士の協力で少しでも徘徊による事故が減少するように、企業、学校、地域などで認知症サポーターのさらなる養成や啓発活動が進むことを期待します。「家族の会」もそのために今後も努力することを表明します。 以上